

新登場！ハートネットワーク

おまかせサポートプラン



ハートテレビ、ハートネットご加入の方のお困りごとにすぐ対応します！

月額 **500**円(税別)

おまかせサポート **0**円

テレビ・パソコンの操作
テレビの機器接続
パソコンの機器接続
無線LAN設定



ご説明に伺います！

家庭内配線機器故障
リモコン故障
モデム故障



無償交換いたします！

落雷被害にも対応！

修理費サポート：**10,000円**/台

落雷でテレビ、パソコンが故障した場合 ハートネットワークが10,000円/台まで、修理費を負担します

STB故障時の修理費&買い替え費用サポート！

STB修理費（最大40,000円）が**無料**！

買い替えの場合：STB購入費：**10,000円**引き！！※

※下取りキャンペーンを併用した場合

※表示の金額は、見舞金を除き全て税別価格での表示です。

おまかせサポートプランは、STBまたはモデムの新規購入時にもお申込みいただけます。おまかせサポートプランの最低利用期間は1年間です。STB買い替えの際は、下取りキャンペーンとの併用で、最大1万円引きで買い替えいただけます。STBの修理費無料、STBの買い替え割引、その他故障機器の交換は、年間1回までが無料です。その他サービスの詳細は、【おまかせサポートプランサービス規約】でご確認ください。

株式会社ハートネットワーク TEL：0120-642-246 (9:00~19:00)

mail:info@hearts.ne.jp HP:http://heartnetwork.jp

ハートネットワークなら地域密着安心サポート 『おまかせサポート』で安心広がる！

おまかせサポート
月額500円 (税別)



テレビサポート	サポート項目		通常料金 (税別)	申込者様料金 (税別)
	標準サポート	訪問調査費 (不具合)		0円
STB操作方法説明			0円	
録画方法説明			0円	
有料サポート	出張費 (不具合以外)		2,000円	
	STB取付・交換取付		5,000円	
	テレビ・録画機器接続・設定		3,000円	
	故障ブースタ交換 ※		15,000円	
	故障分配器交換 ※		5,000円～	
	故障リモコン交換 ※		3,000円	
ネットサポート	標準サポート	訪問調査費 (不具合)	0円	ぜ～んぶ 0円!
		インターネット初期設定 (メール、ブラウザ)	新規契約時0円 ※2回目以降5,000円	
	有料サポート範囲	出張費 (不具合以外)	2,000円	
		有線・無線LANルータ初期設定	3,000円	
		プリンタ設定	3,000円	
		ウイルス対策ソフトインストール	2,000円	
		パソコン周辺機器設定	4,000円	
		スマホ、タブレット、ゲーム機の無線設定	2,000円	
		故障モデム交換 ※	5,000円～10,000円	

※各年間1回まで 落雷時の故障は、下記の落雷被害見舞金制度の対象となります。

STB故障サポート	
修理費	最大40,000円が 0円
故障STB買い替え	下取り併用で 10,000円割引!

落雷被害修理費サポート (落雷被害にあわれた場合、修理費の一部を補助します)

故障範囲	修理費補助
STBと接続しているテレビの故障	10,000円/台
モデムと接続しているパソコンの故障	10,000円/台

※表示の金額は、修理費サポート金額を除き全て税別価格での表示です。

おまかせサポートプランは、STBまたはモデムの新規購入時にお申し込みいただけます。おまかせサポートプランの最低利用期間は1年間です。STB買い替えの際は、下取りキャンペーンとの併用で、最大1万円引きで買い替えいただけます。STBの修理費無料、STBの買い替え割引、その他故障機器の交換は、年間1回までが無料です。

落雷の際のテレビ、パソコン修理費のサポートは、それぞれ、ハートテレビサービス、ハートネットサービスのお申込みの場合に限ります。その他サービスの詳細は、【おまかせサポートプランサービス規約】でご確認ください。

おまかせサポートサービス利用規約

第1章 総則

第1条 (おまかせサポートサービス)

株式会社ハートネットワーク (以下「当社」といいます) はおまかせサポートサービス利用規約 (以下「本規約」といいます) を定め、これによりおまかせサポートサービス (以下「本サービス」といいます) を提供します。

第2条 (本規約の変更)

当社は、本規約 (別紙を含みます) を、契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

本規約 (別紙を含みます) においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	おまかせサポートサービス
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
ハートテレビ	ハートネットワークが提供するCATV多チャンネルサービス
ハートネット	ハートネットワークが提供するケーブルインターネットサービス
対象機器	ハートネットワークが販売するSTBまたはモデム
STB	ケーブルテレビデジタルチューナー
モデム	ケーブルインターネット用モデム
リモコン	STBのリモコン
配線機器	ハートネットワークが本契約者宅に設置した保安器、分配器、ブースタ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条 (提供するサービス)

- 本サービスは、月額固定料金 500 円 (税別) で、契約を開始した月から契約が解除もしくは解約となった月まで毎月課金することで、次に定めるサービスの提供を受けることができます。
- 利用者は、別紙 1 に定める「1. 電話サポート、および訪問サポート」、および「2. 故障機器交換サービス」「3. STB 修理 & 買い替え費用サポート」、 「4. 落雷被害時修理費サポート」の提供を受けることができます。
- 当社は、本サービスについて、別紙 1 に定める放送サービスのためのサポート作業、インターネット接続のための設定作業、当社貸与品以外の録画機器やパソコン周辺機器等 (以下「サービス対象機器等」という) を利用するための設定作業またはその他設定作業 (以下「設定作業等」という) を実施します。
- 当社は、次表に定める時間帯において、電話、訪問サポート、機器交換サービスを受け付けます。実際の訪問、作業日時は、受付日と同一にならない場合があります。

区分	サービス受付時間
電話サポート	9:00~19:00 (年末年始除く)
訪問サポート	9:00~18:00 (年末年始除く)
配線機器交換	9:00~18:00 (年末年始除く)

- 故障機器の交換、STB修理 & 買い替え費用サポート、落雷被害時修理費サポートについては、別紙2 (故障サポート及び買い替えサポート制度規約) に定めます。

第5条 (契約の単位)

契約は、世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第6条 (最低利用期間)

- おまかせサポートサービスの最低利用期間は契約申し込みより 1 年間とします。
- キャンペーンなどにより、最低利用期間を別に定める場合があります。

第7条 (本サービスの提供範囲)

- 本サービスは、第 4 条 (提供するサービス) に定めるサービスを利用者に提供します。
- 本サービスの対象とする STB、モデム、リモコン、配線機器は当社が設置、販売したものに限り、提供日から
- 本サービスの提供期間は本サービスの対象とする機器の提供日から提供月の 8 年後の同月末日までとします。

第8条 (本サービスの提供条件)

当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。

- 利用者が、ハートテレビまたはハートネットを利用していること。
- 利用者が対象機器の購入と同時に本サービス提供の申込みを行うこと。

第9条 (契約申込みの方法)

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出てください。

第10条 (契約申込みの承諾)

- 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条 (本サービスの利用開始日)

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日 (以下「利用開始日」といいます) とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第12条 (権利譲渡の禁止)

本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第13条 (本契約者の地位の承継)

- 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出てください。
- 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出てください。これを変更したときも同様とします。

おまかせサポートサービス利用規約

- 3 当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第14条（本契約者および利用者の氏名等の変更の届出）

- 1 本契約者および利用者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただけます。
- 2 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第3章 料金

第15条（利用料金の支払義務）

- 1 本契約者は、第4条1に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第16条（割増金）

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第17条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただけます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第18条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第19条（料金等の支払）

- 1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただけます。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 第15条（利用料金の支払義務）により料金の支払を要するものとされている額は、第4条1に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第4章 本サービス提供の終了等

第20条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条（利用者が行う契約解除）

利用者が本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただけます。

第22条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ利用者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- I 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- II 利用者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- III 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- IV 当社に損害を与えたとき。
- V 第21条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- VI 利用者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第5章 個人情報の取扱

第23条（個人情報の取扱）

- 1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。
- 2 当社は、おまかせサポートプランの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取扱うものとします。
 - (1) おまかせサポートプランの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約に対して行うことを含みます。）
 - (2) ハートネットワークのサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。

おまかせサポートサービス利用規約

(4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を下記の(1)～(4)の場合に第三者に提供または共同利用することがあります。

- (1) 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- (2) 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
- (3) 本サービスの円滑かつ適切な提供のために必要な範囲において事故の関係者(当事者、修理業者等)に提供する場合
- (4) 保険契約の締結や保険金の請求等のため、本サービスに関する情報を保険会社等に提供する場合

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第6章 損害賠償

第24条(損害賠償)

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第7章 雑則

第25条(法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第26条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第27条(紛争の解決)

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社が定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則(実施期日)

1 本規約は、平成28年12月22日から実施します。

おまかせサポートサービス利用規約

【別紙1（サービス内容）】

1. 電話サポート、及び訪問サポート（税別表記）

サービス項目		利用者	おまかせサポート未契約者
テレビサポート	訪問調査（不具合）	0円	0円
	出張費（不具合以外）	0円	2,000円
	STB 操作説明	0円	0円
	録画方法説明	0円	0円
	STB 取付	0円	5,000円
	録画機器接続	0円	3,000円
	テレビ・録画機器設定	0円	3,000円
	ホームネットワーク設定	0円	3,000円
ネットサポート	訪問調査（不具合）	0円	0円
	出張費（不具合以外）	0円	2,000円
	インターネット初期設定	0円	契約時 0円 2回目以降 5,000円
	有線・無線 LAN ルータ初期設定	0円	3,000円
	プリンタ設定	0円	3,000円
	ウイルス対策ソフトインストール	0円	2,000円
	パソコン周辺機器設定	0円	4,000円
	スマホ、タブレット、ゲーム機無線設定	0円	2,000円

記載の作業費は1台毎の費用となります。

サービス項目		サービス内容	
テレビサポート	訪問調査（不具合）	テレビサービスに何らかの不具合が発生している場合の調査訪問 作業内容によっては別途費用が発生する場合があります。	
	出張費（不具合以外）	不具合調査以外の訪問、下記作業のための訪問の場合、1度の訪問につき1回発生します。	
	STB 操作説明	設置済みの STB の利用方法説明 最大 30 分程度	
	録画方法説明	録画機器の操作方法説明 最大 30 分程度	
	STB 取付	STB、テレビ購入時の STB とテレビとの接続	
	録画機器接続	STB、録画機器購入時の STB と録画機器との接続	
	テレビ・録画機器設定	設置済みのテレビ、録画機器の設定	
	ホームネットワーク設定	ホームネットワーク対応の STB とテレビ等の接続設定	
	ネットサポート	訪問調査（不具合）	インターネットサービスに何らかの不具合が発生している場合の調査訪問 作業内容によっては別途費用が発生する場合があります。
		出張費（不具合以外）	不具合調査以外の訪問、下記作業のための訪問の場合、1度の訪問につき1回発生します。
インターネット初期設定		インターネット接続のためのブラウザ、メールの設定	
有線・無線 LAN ルータ初期設定		有線・無線 LAN ルータの接続、初期設定	
プリンタ設定		プリンタと、パソコン、無線 LAN 等との接続	
ウイルス対策ソフトインストール		当社指定ウイルス対策ソフトのパソコンへのインストール	
パソコン周辺機器設定		パソコン周辺機器の設置、接続設定	
スマホ、タブレット、ゲーム機無線設定		スマホ、タブレット、ゲーム機などの無線 LAN 設定	

おまかせサポートサービス利用規約

2.故障機器交換サービス

「おまかせサポートプラン」に加入中、当社が販売、設置した下記の機器が故障した場合、無償で交換します。無償交換は、1年間に、各機器それぞれ1回を限度とします。

無償交換対象機器
保安器
ブースタ
分配器
STBリモコン
ケーブルモデム

サービス提供の条件は、別紙2（故障サポート及び買い替えサポート制度規約）に定めます。

3.STB修理&買い替え費用サポート

「おまかせサポートプラン」に加入中、当社が販売、設置したSTBが故障した場合、無償で修理します。

また、対象のSTBの買い替えを希望する場合、買い換え費用を最大1万円当社が負担します。

無償修理及び買い替え費用サポートは、1年間に1回を限度とします。

サービス提供の条件は、別紙2（故障サポート及び買い替えサポート制度規約）に定めます。

4. 落雷被害時修理費サポート

「おまかせサポートプラン」に加入中、STBもしくはケーブルモデムが落雷により損害を被り、接続しているテレビもしくは、パソコンが同一の落雷により故障した場合、1台につき、1万円を上限として、修理費の補助を行います。

サービス提供の条件は、別紙2（故障サポート及び買い替えサポート制度規約）に定めます。

おまかせサポートサービス利用規約

【別紙2（故障サポート及び買い替えサポート制度規約）】

本サービスのサポート制度は、【おまかせサポートプラン】の加入者宅に設置した機器（STB、リモコン、ケーブルモデム、保安器、ブースタ、分配器）が下記のいずれかに該当する事故による損害を受けた場合に、無償修理または交換サービスを行うものであり、STB故障の際、修理を希望しない場合については、最大1万円の買い替え費用の補助を行うものです。

さらには、STBもしくはケーブルモデムが落雷により損害を被り、接続しているテレビもしくは、パソコンが同一の落雷により故障した場合に、修理費の補助を行います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 風災
- ④ 水災
- ⑤ 雹災
- ⑥ 破損・汚損（給排水設備等の水濡れを含む）
- ⑦ 故障

第1条（保証対象者）

本サービスの制度は、株式会社ハートネットワーク（以下、当社）が提供する機器（STB、リモコン、ケーブルモデム、保安器、ブースタ、分配器）を購入し、ハートTV（スタンダードプラン、プレミアムエコノミープラン、ライトプラン）もしくはハートネットに加入し、かつ「おまかせサポートプラン」に加入するものを対象とします。

第2条（対象となる損害）

- (1) 当社は、保証期間中に、「おまかせサポートプラン」の加入者が以下のいずれかの損害が発生した場合に、本サービスを提供します。

- ① 火災：消防活動による水濡れを含みます。
- ② 落雷
- ③ 風災：台風、旋風、竜巻、暴風等による風災
- ④ 水災：台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、床上浸水を被り、サポートの対象に損害が生じた場合等
- ⑤ 雹災
- ⑥ 破損・汚損：不測かつ突発的な事故をいいます。（上記①～⑤による事故による損害を除きます。）給排水設備の破損もしくは詰まりより生じた漏水、放水等、または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水濡れも対象とします。
- ⑦ 故障：メーカー保証期間（1年間）、リコール、消耗品交換、単なる調整および対策修理は除きます。ただし、保安器・ブースタ・分配器については、メーカー保証期間がないため、1年目から対象となります。

- (2) 当社は、保証期間中に、「おまかせサポートプラン」の加入者が、以下の損害が発生した場合に、1万円を上限として修理費の補助を行います。

・STBもしくはケーブルモデムが落雷により損害を被り、接続しているテレビもしくは、パソコンが同一の落雷により故障した場合。

第3条（対象とならない損害）

当社は、以下のいずれかに該当する損害に対しては、本サービスを提供しません。

- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- ・置き忘れまたは紛失による損害
- ・「おまかせサポートプラン」の加入者の故意または重大な過失等による損害
- ・対象機器の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害

- ・対象機器の欠陥によってその部分に生じた損害
- ・対象機器の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷または汚損（落書きを含む）であり、対象機器の機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・製造者または販売者が、加入者に対し法律上または契約上の責任を負うべき事故

※保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

- ・消耗部品および付属部品の交換
- ・戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害
- ・土地の沈下、隆起等によって生じた損害
- ・公権力の行使によって生じた損害
- ・対象機器に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害

第4条（本サービスの範囲）

- (1) 当社は、「おまかせサポートプラン」の加入者に対象となる損害（第2条(1)①～⑦によって生じた損害）が、発生する直前の状態に復旧するために必要な修理サービスもしくは、交換サービスを提供するものとします。本サービスは、修理または機器の交換サービスを実施するものとし、金銭でのサービス提供は行いません。
- (2) 当社は、保証期間中に、「おまかせサポートプラン」の加入者の STB が故障し、加入者が修理ではなく買い替えを希望する場合、故障機器の返却を条件に、買い替え費用を1万円まで負担します。本サービスは、買い替え費用との相殺で実施し、現金での給付はありません。
- (3) 当社は、保証期間中に、「おまかせサポートプラン」の加入者の STB もしくはケーブルモデムが落雷により損害を被り、接続しているテレビもしくは、パソコンが同一の落雷により故障し、修理や買い替えが必要な場合に、対象機器1台につき最大1万円まで修理費の補助を行います。

第5条（保証金額）

本サービスは、修理・交換費用（消費税を含みます。以下同様とします。）を当社が負担するものです。

無料修理・交換・買い替え費用の補助は、「おまかせサポートプラン」に加入中、1年間に、各機器それぞれ1回を限度とします。

第6条（保証期間）

- (1) 本サービスの保証期間は、「おまかせサポートプラン」に加入してから1年間とします。以後、上記第1条の給付対象者に該当する限り、更新日から1年間とします。ただし、対象機器購入から8年目までの機器購入者を対象とします。
- (2) 保証期間中であっても、次のいずれかの事由が生じた場合は、その時をもって本サービスは終了します。
 - ① 保証対象者が「おまかせサポートプラン」の加入者でなくなった時
 - ② 対象機器購入から8年間を経過した時（9年目からサービス対象外）

第7条（本サービスの利用）

- (1) 保証対象者が本サービスを利用する場合は、次のものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 損害を受けた機器（STB、リモコン、ケーブルモデム、保安器、ブースタ、分配器）
 - ② 落雷でSTBもしくはケーブルモデムが損害を被り、接続しているテレビ、パソコンが同一落雷で故障した場合は、故障したテレビやパソコンの写真、または現物に加え、故障したテレビやパソコンの修理見積もりを、当社

おまかせサポートサービス利用規約

に提出しなければなりません。

③ 事故内容通知書

- (2) 本サービスの利用は各機器ごとに年間各 1 回までとします。
複数回の事故による損害を修理する場合であっても、1 回の事故による損害のみが対象となります。
- (3) 保証対象者が本条（1）に定める書類に故意に不実の記載、届出をした場合には、本サービスを提供いたしません。
- (4) 本サービスを利用する場合は、保証対象者が、故障した対象機器を、当社に提出しなければなりません。当社以外で、故障機器の修理、交換等を実施した場合は、本サービスを利用できません。ただし、本条（1）②の場合で、故障したテレビやパソコンの修理や交換等に関しては、当社以外で実施することは構いません。

第 8 条（他の保険等との関係）

本サービスと他の保険等との関係は、次のとおりとします。

本サービスの対象となる損害に対し、他の保険などで保証が適用される場合は、本サービスの提供は行いません。

第 9 条（本サービス制度規約の改定）

本サービス制度規約は、保証対象者のお客さまに予告なくいつでも変更できるものとします。

この場合、変更以降の本サービス制度の提供内容、提供条件等は、変更後の規約が適用されるものとします。